豊後高田市保育士就職等支援金支給要綱

（目的）

第１条　この要綱は、新たに保育所等に就職し、さらに一定期間勤務した保育士に対し、予算の範囲内において豊後高田市保育士就職支援金(以下「支援金」という。)を支給することにより、保育の担い手となる人材の確保を目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、「保育所等」とは、豊後高田市内に所在する保育所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第１項に規定する保育所をいう。)、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいう。)又は小規模保育事業所(児童福祉法第６条の３第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所をいう。)をいう。

（支給対象者）

第３条　支援金の支給対象者(以下「支給対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）　保育士資格を有し、令和４年７月１日以降に保育所等に新たに就職し、１日６時間以上かつ月20日以上勤務する保育士であること。

（２）　第４条の種別就職時支援金については、新たに就職した日から過去１年間に保育所等で保育士としての勤務経験がないこと。

（３）第４条の種別１年継続勤務支援金及び２年継続勤務支援金については、就職時支援金の支給を受けていること。

（支援金の額等）

第４条　支援金の種別、支給申請の期限、支援金の額は、次のとおりとする。

種別	支給申請の期限	支援金の額
就職時支援金	勤務開始日から起算して90日以内	10万円
１年継続勤務支援金	勤務開始日（転職した場合は転職先の保育所等の勤務開始日）から１年を経過した日から起算して90日以内	10万円
２年継続勤務支援金	勤務開始日（転職した場合は転職先の保育所等の勤務開始日）から２年を経過した日から起算して90日以内	10万円

２　休業した期間は、前項の期間から除くものとする。

（支給申請）

第５条　支援金の支給を受けようとする支給対象者(以下「申請者」という。)は、前条の種別ごとに、豊後高田市保育士就職等支援支給申請書兼請求書（様式第１号。以下「支給申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）　勤務証明書(様式第２号)

（２）　保育士証の写し

（３）　支援金の振込先が分かる書類

（４）　その他市長が必要と認める書類

（支援金の支給）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請者に支援金を支給するものとする。

２　市長は、前項の規定により審査した結果、支援金を支給しない

ことを決定したときは、理由を付して、申請者に通知する。

３　第１項の支給決定を受けた者は、再度、支給申請することができない。

（支援金の返還）

第７条　市長は、偽りその他不正な行為によって支援金を受けた者があるときは、その者から当該支援金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年７月１日から施行する。